

## 広報管理委員会要項

(目的)

- 1 この要項は、本連盟規約第35条の規定に基づいて設置される広報管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(趣旨)

- 2 委員会は、理事会の委任を受け、栃木県スキー連盟が行う広報活動に関して、あらかじめその内容、方法等を審査し、必要な改善措置を行うことにより、適切で効果的な広報活動の実施に資する。

(構成)

- 3 委員会は、次の職にある者を持って構成する。

(1) 理事長、副理事長(1名)、総務本部長、競技本部長、教育本部長

(2) 委員長には理事長を、副委員長には副理事長をあてる。

(審議事項)

- 4 委員会は、次に掲げる広報活動を審議する。

(1) スキー年鑑の発刊に関すること。

(2) ホームページに関すること。

(3) マスコミ発表、取材等に関すること。

(会議)

- 5 委員会の会議運営は次のとおりとする。

(1) 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(2) 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、あらかじめ書面をもって議事についての意思表示又は委任がなされた者は、出席者とみなす。

(3) 議事は、出席委員の過半数で決する。なお賛否同数の場合は議長が決する。

(4) 緊急を要する会議で、会議を開くことが困難な場合には、委員長の判断で審議持ち回りの方法をもって会議に替えることが出来る。

(審議の方法)

- 6 委員会の審議は次による。

(1) 広報活動を計画する担当者は、事前に①広報テーマ、②広報日時、③広報方法、④広報内容について記した広報計画書(別紙様式)を委員会に提出し、委員会はこれを審査する。

(2) 審査の結果は、直ちに広報担当者に通知する。

(3) スキー年鑑の発行、各本部の事業実施に伴うホームページ掲載など、大幅な変更がない定例的な広報活動は、それらの計画を各本部の責任において広報することができる。その場合に、実施状況について理事会等で事後に報告を受けるものとする。

(庶務)

- 7 委員会の庶務は、総務本部において処理する。

(要項の改廃)

- 8 この要項の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

- 1 この要項は、平成12年10月28日から施行する。
- 2 令和3年6月26日一部改正